

海外デスク紹介



香港デスク



香港デスク（山口）

中華人民共和国香港特別行政区（以下、「香港」とする）は、中国大陸の南東端に位置し、中国広東省深圳市に接する九龍半島及び香港島をはじめとする島々からなります。

アジアの主要地域・国におよそ4時間程度のフライトでアクセスできる地理的利便性から、日本、中国やASEAN 地域のビジネスハブともいわれる地域です。

香港デスクは、九龍地域でもっとも賑わいを見せる尖沙咀と言う商業地域にオフィスがあり、日本人4名、香港人14名で運営しております。

香港人スタッフも含めてほとんどのメンバーが日本語でサービスを提供しており、新型コロナウイルスによる渡航制限等の各種規制がなくなった2023年以降は香港デスクへの問い合わせも多くなっております。

Point!!



浜松市海外サポートデスクには日本人の専門家が常駐しておりますので、日本語でのお問い合わせ・ご相談が可能です。
現地の最新の情報や、お困りごと等があればお気軽にご相談ください。

よくあるご質問

Q：香港進出を考えているがどのような形態があるか教えてください。

□ 現地法人（一般的に私的株式有限責任会社による形態を採用）

メリット

- ▶ 香港の低税率及びその他税務面のメリットを利用することが可能。

デメリット

- ▶ 公認会計士による会計監査が毎年義務付けられているなど、維持管理にコストと手間がかかる、損失が見込まれる場合、日本の親会社の所得とは合算できない。

□ 支店

メリット

- ▶ 公認会計士による会計監査が不要なため、維持の手間とコストが抑えられる
- ▶ 売上高、利益（損失）が本社に合算される（会社の状況によってはデメリットになる場合もある）

デメリット

- ▶ 本店の設立地で開示されている決算書や定款の英訳を年次もしくは変更の都度、登記所に提出する等の維持管理が必要である。
- ▶ 香港の低税率及びその他税務面のメリットを利用することができない。

□ 駐在員事務所

メリット

- ▶ 現地法人、支店と比較すると維持管理が比較的容易。

デメリット

- ▶ 営業活動を行うことができない、
- ▶ 香港の低税率及びその他税務面のメリットを利用することができない。

	現地法人	支店	駐在員事務所
営業の可否	可	可	否
会社登記局登記	必要（年次報告書を毎年更新）	必要（年次報告書を毎年更新するとともに本店の英訳決算書を提出）	不要
商業登記証	必要（毎年更新）	必要（毎年更新）	必要（毎年更新）
会計監査	必要	不要	不要
法人税の税務申告	毎年	毎年	数年に1度
本社への損益算入	不可	可(但し、香港内所得は香港で課税)	可